

平成 29 年 7 月 10 日

札幌駅で使用している地下水の規制値超過による影響について

札幌駅で使用している地下水について、今月 5 日に毎月当社が実施している定期水質検査において、自然由来ではないテトラクロロエチレンが規制値を超過して検出されたとの報告を同月 7 日に当社が水質検査を委託している会社より受けました。

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニングの溶剤成分として含まれるものと考えられますが、札幌駅近傍において、当社では使用していません。

現在の含有量においては、大量に長期間飲み続けられない限り健康被害はないものと考えておりますが、札幌市の指導のもと、この地下水を使用している箇所には、緊急対策として「飲料不可」のシールを貼付するとともに、当該駅ホームの立食いそば店（2 店舗）については、本日より当分の間、自主的に営業停止させていただきます。

ご利用のお客様にはご不便とご迷惑をお掛けすることをお詫び申し上げます。

〔住 所〕 北海道札幌市北区北 6 条西 4 丁目

〔物 質 名〕 テトラクロロエチレン

〔基準値〕 1 リットルあたり 0.01 mg 以下

〔検出値〕 1 リットルあたり 0.012mg